

令和元年度 第1号

滋賀県立大学人間文化学部棟他空調設備改修工事

特記仕様書

【特記仕様書】

- 1 適用
- 2 総合評価に関する特記事項
- 3 業務の範囲
- 4 要求水準
- 5 著作権の帰属等
- 6 業務の履行状況の確認
- 7 その他の事項
- 8 関係法令
- 9 配付資料

【別紙】

設計基準（人間文化学部棟個別空調機新設分、その他個別空調更新分）
設計期間中の提出図書

【別紙図面】

大学全体図（1枚）
各階平面図（8枚）
各棟立面図（7枚）
電気設備現況図（人間文化学部棟）（3枚）
給水・ガス現況図（人間文化学部棟付近）（1枚）
弱電ルート現況図（人間文化学部棟～管理棟防災センター）（3枚）

滋賀県立大学人間文化学部棟他空調設備改修工事特記仕様書

1 適用

本工事は、公立大学法人滋賀県立大学(以下「法人」という。)において、人間文化学部個別空調機を整備する他、図書情報センター棟等、一部の既設個別空調機の更新を行うものであり、競争参加資格の確認申請および企業の技術力に関する資料を受け付け、価格以外の評価項目と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。本特記仕様書(以下「本書」という。)は、本工事の内容、その要求水準および総合評価方式に関する特記事項等を示すものであり、本工事の設計業務および施工業務に適用するほか、本工事の入札参加者が行う技術提案にも適用する。

なお、本書は、本工事にかかる入札の落札者から提出された技術提案書とともに、本工事の設計図書の一部として取り扱う。

2 総合評価方式に関する特記事項

(技術提案内容の担保)

- (1) 請負人は、提出した企業の技術力に関する技術提案書(以下「技術提案書」という。)に基づき、設計図書を作成して法人の承認を得た後、工事を履行しなければならない。

(技術提案内容の施工計画書への反映)

- (2) 請負人は技術提案書の内容を満足する施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
なお、施工計画書において、技術提案書の内容を一覧できる様式に整理すること。また、提案事項ごとに具体的な実施方法、履行の確認方法および確認時期について、監督職員の承諾を得るとともにその内容をあわせて施工計画書に記載すること。

(配置技術者等)

- (3) 請負人は、技術提案書に記載した配置予定技術者を当該工事の監理技術者(主任技術者)として配置しなければならない。

(履行の確認)

- (4) 請負人は、技術提案事項を履行したときは、速やかに、その旨を監督職員に通知するとともに、監督職員の立会または確認を受けなければならない。
履行の確認にあたり必要があると認められるときは、監督職員はその理由を請負人に通知して、工事目的物を最小限度破壊して確認することができる。この場合の確認または復旧に要する費用は、請負人の負担とする。

(再度の施工)

- (5) 請負人は、前項の確認により技術提案事項が履行できていないことが明らかになったときは、直ちに再度施工または手直しの計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、発注者が再度の施工が適当でない判断した場合は、この限りではない。
- (6) 請負人は、前項の計画書の内容について監督職員の承諾が得られたならば直ちに実施し、再度監督職員の確認を受けなければならない。

(不履行に対する措置)

(7) 技術提案書の内容について、請負人の責により入札時の評価内容が履行されない場合は、契約違反として取り扱う場合がある。

(契約変更の取り扱い)

(8) 契約変更の対象となる設計変更項目は、下記の場合とする。

- ア 特記仕様書に示した設計条件の変更による場合。
- イ 設計基準等の改正による場合。
- ウ 予期しない地中障害物（既存埋設配管を除く。）による場合。
- エ 不可抗力（地震・風水害等）による場合。

(その他)

(9) 法人が交付する技術提案書の作成に必要な書類は、入札にあたっての検討以外の目的で使用してはならない。

3 業務の範囲

(1) 日程

令和元年度 入札公告（技術提案募集）、参加資格確認申請、入札書・技術提案書の提出、技術提案審査、落札者決定、契約、設計、工事、工事完了
(完了期日：令和2年3月25日)

(2) 工事場所

- ① 所在地 彦根市八坂町2500
人間文化学部棟、図書情報センター棟、環境科学部棟
(別添図面「大学全体図」参照)

(3) 工事概要

- ① 滋賀県立大学インフラ長寿命化計画に伴い、人間文化学部棟各室に個別空調設備を新設する。（現在は冷温水による全体空調方式であるが今回はその設備の撤去は行わない）
- ② 図書情報センター棟他、一部の既設個別空調設備を更新する。

(4) 設計業務

請負人は、本書、技術提案書および建設工事請負契約書に基づき、前記「(3) 工事概要」にかかる次の設計業務を行うこと。

- ① 設計および設計関連業務
 - ア 工事にかかる実施設計（建築、設備とも）
 - イ 工事にかかる積算書、積算内訳明細書の作成
 - ウ 工事にかかる各種計算書の作成
- ② 工事の実施に必要な各種申請業務
 - ※ 各種申請業務において、手数料等が必要な場合は請負人が負担すること。
- ③ 施工時における設計意図伝達業務
(設計意図伝達に必要な協議等)

(5) 施工業務

請負人は、本書、技術提案書、建設工事請負契約書および契約締結後に作成した設計図書に基づき、次の施工業務を行うこと。

- ① 施工および施工関連業務
- ② 施工に伴う近隣対策業務（必要な場合）
- ③ 施工に伴う各種申請等業務

※ 近隣対策業務および各種申請等業務において、手数料・検査料等の必要な場合は請負人が負担すること。

4 要求水準

本工事の設計および施工を行うにあたって、請負人が満たさなければならない最低限の要求水準は、以下のとおりとする。

(1) 基本要求水準

- ① 業務全体について
 - ア 関係法令等を遵守すること。
 - イ ランニングコストの低減および維持管理のし易さに配慮すること。
- ② 施設計画について
 - ア 当該地域の気候、風土を考慮し、結露、積雪、落雪、降雨等に対して配慮した計画とすること。
 - イ 景観への配慮
構築物の材質等の選択については、本学の景観形成との調和に十分配慮したものとすること。
なお、色彩については法人の指定色とする。

(2) 施設整備に関する要求水準

- ① 機器、材料について
 - ア 別紙の「設計基準」により計画すること。
 - イ 空調機器については、メーカー標準品とする。また、冷媒管や保温等についてもメーカー標準仕様とする。国土交通省仕様は求めない。
 - ウ 地球環境へ配慮および室内空気環境対策として、可能な範囲内でグリーン購入法に基づくエコマーク商品、リサイクル材等の使用に努めること。また、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等、人体に害を及ぼすおそれのある化学物質の削減について十分に配慮すること。
 - エ 建築構造物の躯体（壁）貫通は、鉄筋探査を行い、直径 100mmまでとする。なお、柱、梁貫通は、認めない。
- ② エネルギー供給設備等について
本事業に必要な電力、ガスのエネルギー供給設備を必要に応じて改修すること。
停電を伴う作業は、12月14日（土）に実施すること。

5 著作権の帰属等

- (1) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる請負人の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に法人与請負人の共有に帰属するものとする。
- (2) 法人は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を請負人の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、請負人が承諾したときに限り、既に請負人が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 請負人は、成果物が著作物に該当する場合において、法人が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意すること。また、法人は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を請負人の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 請負人は、成果物（実施設計を行ううえで得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、法人が承諾した場合には、当該成果物を使用または複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。

6 業務の履行状況の確認

法人は、次の各時期に、次に記載するところにより、請負人が前記「4 要求水準」を満たし、かつ請負人が行った技術提案の内容に従って、業務を確実に履行していることを確認する。

また、法人は必要と認める場合には、随時必要な確認を行う。

(1) 実施設計時

請負人は、法人との打ち合わせのうえ実施設計を進めることとし、実施設計完了時には、設計図書を提出して、その内容について承認を得ること。

なお、その際当初の技術提案書に記載された内容であっても、法人は変更にかかる協議を申し出ることがある。変更によって生じた負担については、法人与請負人の協議により定める。

(2) 工事施工時

請負人は、建設業法に規定される監理技術者を専任で配置して施工の管理を行い、法人に本工事の進捗状況を毎月報告すること。

また、法人が要請したときは、請負人は本工事の施工について事前説明、工事現場での説明を行うこと。

なお、法人が説明または報告を受けたことによって、請負人は、施工に起因するかし担保責任を免れるものではない。

7 その他の事項

請負人が業務を履行するにあたっての条件は、1から6に定める他以下のとおりとする。

(1) 暴力団員等による不当介入の排除

- ① 請負人は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他法人発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- ② 請負人は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により所轄警察署に届けるとともに、監督職員に報告するものとする。
また、請負人は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。
- ③ 請負人は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 保険の加入等

- ① 請負人は、第三者賠償保険に加入すること。

(3) 設計業務関係

① 一般共通事項

- ア 請負人は、監督職員の指示に従って業務に必要な調査を行い、関係法令等に基づいて業務を処理すること。
 - イ 業務の遂行にあたっては、「公立大学法人滋賀県立大学建築工事設計業務実施要綱」に準じて行うこと。
 - ウ 請負人は、業務の詳細について、監督職員と連絡を取り、業務の目的を達成しなければならない。
 - エ 業務に着手するときは、「公立大学法人滋賀県立大学建築工事設計業務実施要綱」に基づき業務着手届を提出して監督職員の承諾を受けること。
 - オ 業務が完了したときは、設計業務完了届を提出すること。
 - カ 実施設計完了時に、別紙の「設計期間中の提出図書」に示す設計図書等を法人に提出し、承認を得ること。
なお、著作権は、請負人が法人に無償で譲渡するものとし、法人は了解なく改修工事、次期以降の工事等に活用できるものとする。
 - キ 請負人は、業務の進捗に応じて、業務の区分毎に監督職員に設計図書等を提出するなどの中間報告をし、十分な打合せをしなければならない。
 - ク 積算内訳明細書の作成は、市販のコスト情報等による。
 - ケ 図面、積算内訳明細書等の用紙、縮尺表現方法、タイトルおよび整理方法は、法人担当者の指示を受けること。また、図面は順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- ② 工事の実施に必要な各種申請業務
工事の実施に必要な行政関係手続きについては、関係機関との事前協議を含めすべて請負人が行うこと。また、各申請にかかる手数料等の諸費用はすべて請負人負担とする。

③ 設計業務に適用する基準

設計業務は、建築基準法等の関係法令を遵守して履行すること。

(4) 施工業務関係

① 一般共通事項

ア 各種関連法令および工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書、公共建築工事標準仕様書および施工計画に従って施工すること。

イ 請負人は、工事の内容に応じた火災保険、建設工事保険等を工事目的物に付すること。

ウ 請負人は、建設工事等に伴う許認可等の各種申請を行うこと。

エ 日曜日、祝祭日、年末年始の工事は原則として行わないこと。ただし、工事の都合上やむを得ず行わなければならない場合は、事前に監督職員と協議をし了解を得ること。なお、法人の行事の内容によっては、行事当日の作業を中止するなど協力するよう努めること。

なお、次の日の現場作業は実施しないこと。

- ・ 大学入試センター試験 1月18日(土)、19日(日)
- ・ 一般選別試験(前期) 2月25日(火)
- ・ 一般選別試験(後期) 3月12日(木)

オ 工事時間(現場作業時間、重機の稼働時間、搬出入時間等)については、本学運営等に十分配慮した時間帯とすること。

また、躯体貫通やアンカー穴穿孔等の騒音、振動作業は、原則、授業時間帯はできないものとする。

カ 工事着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃、臭気等の発生、土壌汚染、排水汚染等の公害が生じないように、工事完了まで万全の対策を講じること。

キ 本工事区域は学校校地にあることから、騒音、振動等を最小限にとどめるとともに、学生の安全には最大限の配慮を行うこと。

ク 工事エリア外での資材の仮置き、工事関係車両の駐車等を生じさせないこと。また、夜間等における不法侵入防止など、工事現場内の保安管理に留意すること。

ケ 当該作業区域への進入経路は法人の指示に従うこと。また、このことについては工事期間中作業区域に出入りする工事関係車両に対して周知徹底すること。

コ 周辺道路の交差点部、工事車両の出入口部等必要な箇所には交通誘導員等を適切に配置し、工事期間中の周辺環境の安全性を確保すること。特に、大型車両の出入りについては、十分な安全対策を講じること。

サ 工事用の水、電力は、学内既存施設を有償で利用することができる。

シ 工事管理書類の作成等にあっては、「工事管理マニュアル」(以下「管理マニュアル」という。)に準じて作成のこと。

なお、本工事は、会計検査の対象となるため、後日確認した際にわかりやすいよう、特に留意して整理すること。

② 着工前業務

ア 着工に先立ち、建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と学内の安全を確保

すること。

イ 請負人は、工事の着手前および完了後に、自ら必要と思われる範囲の近隣家屋・工作物の調査を実施し、工事に起因する損傷等の有無を確認すること。

ウ 工事に着手するときは、管理マニュアルに準じて工事着工届書等を提出して監督職員の承諾を受けること。

③ 施工期間中業務

ア 請負人は、法人に対し工事施工の事前説明および事後報告を行うこと。

イ 請負人は、管理マニュアルおよび公共建築工事標準仕様書に示す書類を法人に提出するとともに、工事施工、工事管理の状況について定期的に法人の確認を受けること。

ウ 法人は、適宜中間技術検査を実施する。

エ 請負人は、「公共工事に入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、適切な施工体制を講じること。

オ 各種下請業者、製造所等県下で供給できるものについては、極力県内業者を選定すること。

カ 各種機器類、建材類等の形状、色彩については、原則として提案内容および設計図書によるものとするが、決定は、材料承認届を受けて、法人が行うものとする。

キ 材料の検査に伴う試験は、原則として公的試験場で行うこと。

ク 工事で使用する各種塗料類、接着剤類、その他の材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とすること。

ケ 工事で使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。

コ 工事中の安全対策等は、請負人において十分に行うこと。

サ 構内および工事関係者の安全確保や労働環境保全に十分配慮すること。

シ 事故、火災等非常時の対応については、予め法人と協議のうえ安全計画書を作成し、事故等が発生した場合には安全計画に基づき直ちに必要な措置を講じること。

ス 万が一、既存舗装、その他工作物等を破損した場合にあっては、関係者への対処と合わせ、すみやかに現状復旧を行うこと。

セ 工事施工上、やむなく既存の花壇、フェンス等の工作物の一部を一時的に撤去する場合は、事前に法人と協議し承諾を得るとともに、工事完了時には現状復旧すること。

ソ 本工事により発生する建設廃棄物および特定建設資材廃棄物は、建設リサイクル法他関係法令等を遵守し、適正に処理し、法人に報告すること。

タ 請負人は、過積載等違法運行防止を図り、道路交通法を遵守すること。

チ 請負人は、電波法を遵守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、すみやかに監督職員にその旨報告すること。

ツ シンナー等の保管については、工事現場に放置することなく厳重に行い、盗難を防止するとともに、保管数量についても作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

テ 学内全面禁煙について作業員に周知徹底すること。

④ 竣工時業務

ア 工事完了検査に必要な手続き業務は、工事全体工程に支障がないよう実施すること。

イ 請負人は、建築基準法および消防法に基づく完了検査ならびに公立大学法人会計規則（平成18年公立大法人滋賀県立大学規則第4号）および公立大学法人滋賀県立大学建設工事建設工事執行規程（平成19年公立大学法人滋賀県立大学規程第116号）に基づく工事完了検査を受けること。

ウ 請負人は、引き渡し時に取扱説明書等必要書類を必要部数作成し、ファイリングして提出すること。（部数、詳細については、監督職員の指示による。）

エ 請負人は、管理マニュアルおよび公共建築工事標準仕様書に示す書類を監督職員に提出し、確認を受けること。なお、竣工写真、竣工図は次のとおりとする。

a 竣工写真

- ・ 外観写真（キャビネ版5枚程度）、内観写真（サービス版20枚程度）をアルバムにて2部提出すること。
- ・ 写真データ（ファイル形式：JPEG）をCDにて提出すること。
- ・ 著作権は、請負人が法人に無償で譲渡するものとし、法人は了解無くパンフレット、広報等に活用できるものとする。

b 竣工図

- ・ A4版に焼き付け製本し、4部提出すること。
- ・ 原図およびCADデータを提出すること。
- ・ 著作権は、請負人が法人に無償で譲渡するものとし、法人は了解なく改修工事、次期以降の工事等に活用できるものとする。

8 関係法令

本業務は、本書に定めるほか、特に次の関連法令等を遵守して履行すること。また、その他業務遂行に必要な関係法令を遵守し、業務を遂行すること。

(1) 施設整備関係

- ・ 建築基準法
- ・ 滋賀県建築基準条例および同施行規則
- ・ 都市計画法
- ・ 学校教育法
- ・ 電気事業法
- ・ 有線電気通信法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 彦根市景観条例
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律

(2) 災害防止および環境保全関係

- ・ 消防法
- ・ 彦根市火災予防条例
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(3) 福祉関係・労働関係他

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）
- ・ だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例